

親成人

18歳のお誕生日おめでとうございます

親成人

「新成人」は狙われる！？

～新成人の皆さん！契約はくれぐれも慎重に！～

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、皆さんも成人となりました。成年年齢に達すると、親の同意を得ずに、自分の意思で様々な契約ができるようになります。その一方で、未成年者と違い、「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができません。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性も…。

◎新成人の新生活でのトラブル

新成人になり、高校を卒業し、新生活を始める方も多くいらっしゃいます。悪質な業者は、社会経験が浅く、「未成年者取消権」によって契約を取り消せない「新成人」を狙っています。新成人が陥りやすい契約などに関する「落とし穴」を、消費者トラブル相談ランキングをもとに見てみましょう。トラブル事例は裏面をご覧ください。

新成人（18歳・19歳）消費者トラブル相談ランキング（2023年度）

順位	トラブル内容	件数
👁 No.1	脱毛エステ	470件
👁 No.2	出会い系サイト・アプリ	264件
👁 No.3	商品一般（架空請求、身に覚えのない商品が届いた など）	245件
No.4	内職・副業	234件
No.5	賃貸アパート	166件

（独立行政法人国民生活センター「18歳・19歳の消費生活相談の状況—2023年度上半期（4月～9月）—」より）



◎契約や買い物のチェックポイント

☑ その場で決めない！

契約内容は、小さい文字の隅々まで確認。リスクなども含めて納得してから契約を。

☑ 簡単には儲かりません！

「簡単に儲かる」「儲かる教材」…簡単にお金を稼ぐことはできません。

☑ 甘い言葉には要注意！

「あなただけ特別」「今だけ無料」などの甘い言葉には、注意しましょう。

☑ 簡単に信用しない！

ネット上で知り合った人を簡単に信用してはいけません。

☑ ネット通販は、購入前に確認！

返品条件などを確認。ネット通販はスクショなど記録を残しましょう。



◎事業者との取引、契約トラブル、契約解除などの相談は…

消費者ホットライン ☎188（局番なし）

※お住まいの地域の消費生活センターにつながります。休日も相談できます。

小諸市消費生活センター（小諸市役所 1F 市民課内）

☎0267-31-5100 ※小諸市在住の方のみ

相談!



⚠ 消費者トラブル相談事例 ⚠

美容医療の落とし穴



SNSで「10万円の全身脱毛」という広告を見て、クリニックに出向いたところ、「広告の施術は効果が低い。本来70万円のコースを60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。

トラブル防止のポイント

- ❑ 「お試し施術」「月額〇〇円」など低価格の広告を鵜呑みにしない！
- ❑ 契約・施術前にリスクや副作用を確認！
- ❑ その場ですぐ契約・施術をしない！
- ❑ クレジットは借金と同じ。高額契約と借金の勧めに即答しない！
- ❑ 「お金がない」なら「契約しない」！

もうけ話の落とし穴



○職場や大学の先輩・友人などからの誘い

大学の先輩に「約50万円のF×自動売買システムを購入すれば、何もしなくても稼げる」ともうけ話の勧誘を受けた。高くて払えないと断ると、「みんな学生ローンで支払っている」と言われローンを組んだが、契約書ももらっておらず、会社の住所や連絡先も不明。商品も届いていない。

○副業のトラブル

ネットで「チャットで相談にのるだけ」のアルバイトを見つけ、副業サイトに登録。「報酬を受け取るための手続きが必要」と言われ、5千円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイドカードで送金。しかし、手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙されたと感じた。

トラブル防止のポイント

- ❑ 誰でも稼げる、必ず儲かる…うまい話はありません！
- ❑ 理解できない取引は「契約したくない」と言う！
- ❑ 借金をしてまで契約しない！
- ❑ SNSだけで繋がっている相手との取引は高リスク！

賃貸契約の落とし穴



賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用等で計17万円の原状回復費用を請求された。敷金礼金はない部屋で、契約書に原状回復に関する特約もなかった。高額な請求に納得できない。

トラブル防止のポイント

- ❑ 契約時：契約書の内容や賃貸物件の現状をよく確認！
- ❑ 入居中：入居中のトラブルは貸主にすぐ相談！
- ❑ 退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主に説明を求める！

通販の落とし穴



SNSで「ダイエットサプリが500円」という広告を見て、販売サイトで一回限りのつもりで注文。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた商品が届き、1万円の請求書が入っていた。販売業者に返品したいと伝えると、解約できないと言われてしまった。

トラブル防止のポイント

- ❑ 定期購入が条件になっていないか確認！
- ❑ 解約・返品ができるか利用規約を確認！
- ❑ 注文時の最終確認画面やメールをスクショなどで保存！

消費者ホットライン
☎188

小諸市消費生活センター
☎0267-31-5100



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤマン



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち